

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成30年2月26日)

[件名]

- 1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要について
(危機管理政策課) … 1
- 2 鳥取県地震防災調査研究委員会の開催結果について
(危機管理政策課) …別冊
- 3 弾道ミサイル落下を想定した鳥取県国民保護共同図上訓練〔国・鳥取市との共同〕等の実施について
(危機対策・情報課) … 6
- 4 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第39報）
(原子力安全対策課) … 8
- 5 平成29年度第3回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催結果について
(原子力安全対策課) … 12
- 6 島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクト腐食について（現地確認）
(原子力安全対策課) … 14
- 7 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に係るパブリックコメントの実施結果について
(原子力安全対策課) … 16
- 8 原子力災害時の緊急輸送等に向けたバス・タクシー等の運転業務従事者研修会の開催について
(原子力安全対策課) … 20
- 9 移動式ホールボディカウンタ車の運用開始について
(原子力安全対策課) … 21
- 10 鳥取県応急手当推進事業所認定証の交付（第1回）について
(消防防災課) … 22
- 11 平成29年中の火災発生状況及び救急救助活動状況について
(消防防災課) … 23

危機管理局

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要について

平成30年2月26日
危機管理政策課

平成28年4月の熊本地震、10月の鳥取県中部地震及び平成29年1月、2月豪雪をはじめとした近年の災害に係る教訓、災害対策基本法、土砂災害防止法等の法改正や国の防災基本計画の修正等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正を検討しています。

1 背景

平成28年4月に発生した熊本地震では、救援物資の滞留、避難所の運営、車中避難者の把握や支援、罹災証明書の発行など、多くの課題がクローズアップされた。また、平成28年9月の台風第10号災害では、岩手県岩泉町の福祉施設で9人もの犠牲者が発生し、避難情報の適切な伝達等、避難行動要支援者の安全な避難の確保は喫緊の課題となっている。

これら既往の災害で認識された課題のほか、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成29年1月、2月の豪雪に係る教訓や、鳥取県らしい人と人の支え合い、助け合いである「災害時支え愛活動」など災害対応の好事例も踏まえ、県地域防災計画を修正することとしたい。

2 鳥取県地域防災計画修正の検討概要（主な修正項目）

(1) 熊本地震、鳥取県中部地震、平成29年1月及び2月の豪雪、9月の台風第18号等既往の災害を踏まえた見直し

ア 広域防災拠点の指定

広域防災拠点に必要な機能である「広域応援受入機能」、「救援物資の中継・配分機能」について、熊本地震等の教訓も踏まえた代替性の確保、アクセス性向上等の観点から複数施設の確保、機能の分散、配置のバランスを考慮した体制を整える。

(ア) 中核的な広域応援受入拠点

緊急消防援助隊や自衛隊等が選定しているベースキャンプ候補地の中から、施設規模、ハザード情報などを勘案し、下表の施設を中核的な広域応援受入拠点として指定する。

圏域	施設名
東部圏域	コカ・コーラウエストスポーツパーク
中部圏域	東郷湖はわい臨海公園南谷地区及びその周辺施設(注1)
西部圏域	とっとり花回廊

(注1) 旧健康増進センター、湯梨浜町有の羽合野球場およびトレーニングセンター

(注2) 上記の中核的な広域応援受入拠点が被災し使用できない場合に備えた予備の施設を、鳥取環境大学（東部圏域）、倉吉市関金総合運動公園（中部圏域）、どらドラパーク米子（西部圏域）とする。

(イ) 災害時物流拠点

救援物資の中継・配分機能（物流機能）を確保するため、以下の選定方針に基づき、民間物流事業者のトラックターミナル、営業倉庫及び「災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定」に基づき使用が可能なJAの選果場等（選果場、集荷場やライスセンターなど）を、災害時物流拠点として指定する。

(災害時物流拠点の選定方針)

- 施設の規模や立地等を踏まえて、その時々候補施設の被災状況、災害の状況に応じ使用する施設を選定できるよう複数施設を指定する。（大規模災害に備え、県外の適した施設の把握も進める）

(災害予防編（共通）第2部 組織体制計画 第1章 防災体制の整備)

イ 「雪害対策編」を新設

現在、雪害対策は震災や風水害等の各種災害に共通する「災害予防編」及び「災害応急対策編」等の中に分散して規定しているが、このたび、対策を充実強化するとともに迅速的確な実施を図ることを目的として、雪害に特有の対策を「雪害対策編」として総合的に取りまとめる。(12月1日から暫定運用中であり、この運用結果も修正に反映する。)

【鳥取県地域防災計画の新たな構成】

災害予防編(共通)、災害応急対策編(共通)、震災対策編、津波災害対策編、風水災害対策編、雪害対策編(雪害予防対策、雪害応急対策)を新設、大規模災害対策編、原子力災害対策編

【雪害対策編に盛り込む施策の概要(主な項目)】

- 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例において推進することとされた「災害時支え愛活動」を計画に位置付け、県民による地域ぐるみの支援活動を行う。
また、地域を市町村と県が、市町村を県が支援する。
- 本年1月の雪害発生以来、各道路管理者や関係機関などが取り組んで来た雪害対策の検討結果を反映して、除雪対策及び、ハード、ソフト対策を組み合わせた冬期の道路交通確保対策を行う。
- 立ち往生車両が発生した場合の支援(情報提供、食料や燃料等の提供、避難所やトイレの提供など)について、役割分担を定めるとともに、国、県、市町村が連携して取り組む。
- 地域の日常生活の確保(医療や福祉サービスの確保、要支援者世帯への支援など)
- 農林水産業対策、観光対策、企業経営支援対策

ウ 「要配慮者等の安全確保計画」の章を新設

高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者(要配慮者)に対する安全確保の取組や避難行動要支援者の避難支援対策を、福祉・防災の両面から一層推進していくため、現行計画(避難体制の整備)では不足する予防対策の内容を補充・再整理し、新たな章(要配慮者の安全確保計画)として取りまとめる(要配慮者の多様な特性に配慮した情報伝達や避難所の生活環境の整備、福祉避難所の確保や早期開設に向けた取組など)。

(災害予防編(共通) 第5部 避難対策計画 第2章 要配慮者等の安全確保計画)

3 要配慮者へ配慮した取組の推進

- (1) 県、市町村は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性に配慮し、確実に伝達されるよう体制の整備を行う。(後略)
- (2) 市町村は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害時福祉支援チーム及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。(後略)

4 福祉避難所等の確保

- (1) 市町村は、一般の避難所では生活困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努めるものとする。(後略)
- (2) 県は、市町村が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取組に協力するものとする。(後略)

エ 公共施設の非構造部材の耐震化

建築基準法に基づき、大規模空間を持つ建築物の管理者等は、建築基準法等に基づき、適切な天井等の非構造部材の崩落対策を実施することを明記する。

また、防災基本計画や改正鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例等を踏まえ、県及び市町村は、公共施設のうち、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めることを明記する。

(震災対策編 第1部 災害予防計画 第4章 耐震化の推進)

オ 水害対策の強化

平成27年の関東・東北豪雨、平成29年の九州北部豪雨による流木被害、本県にも影響のあった台風第18号等の教訓を踏まえた修正を行う。

流木等の被害の防止については、斜面の崩壊に伴う流木を考慮し間伐等による森林整備を進めるとともに、治山堰堤による対策などを実施する。間伐されたまま山地に放置されている木材や風倒木のうち、洪水等により流出のおそれのあるものについては、極力山地外への搬出を推進する対策を進める。

また、河川の水系・圏域単位で設けられている減災対策協議会（国、県、関係市町村、鳥取地方気象台等で構成）において、河川情報の把握や増水への対策を協議し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、住民への普及啓発や情報提供体制を整備するなど、対策の充実を図る。

（風水害対策編 第1部 災害予防計画 第2章 水防計画（予防））

第3節 減災対策協議会

大規模な浸水被害に備え、河川の水系・圏域単位で設けられている各減災対策協議会の構成機関（国、県、関係市町村、鳥取地方気象台等）は、相互に連携・協力のうえ、減災のための目標を共有するとともに、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防防災意識社会」再構築に取り組む（後略）

（風水害対策編 第1部 災害予防計画 第4章 ため池・樋門の管理強化）

第5節 樋門操作に係る連絡体制等

1 関係機関等との情報共有

樋門管理者（国、県、市町村）は、非常時における樋門や水門の操作の情報が、避難情報の発出の判断や、他の樋門管理者が行う樋門操作等に必要となる場合があることを踏まえ、これらの情報が関係部署・関係機関へ迅速に情報伝達・共有されるよう、連絡システムを定めておくよう努める。（後略）

2. 住民に対する浸水リスク等の周知

市町村及び関係機関は、過去に浸水被害が生じた等の浸水リスクが高い地域の住民に対し、浸水被害が起こり得る地域であること、避難に関する情報、非常時における樋門の操作情報の意味合いや実際の操作情報の周知に努めるものとする。

（2）改正「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を踏まえた見直し

ア 防災及び危機管理に関する基本的な考え方

防災及び危機管理に関する基本的な考え方として、災害時支え愛活動（災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいう。）については、本県の特色を生かしたものとして積極的に取り組むこととを明記する。

また、高齢者、障がい者、外国人等多様な特性に配慮した取組を推進することを明記する。
（災害予防編（共通） 第1部 総則 第4章 県民の防災活動）

イ 支え愛避難所への避難と必要な支援の実施

地域住民が自主的に避難し運営することを前提とした、日頃から地域で管理している最寄りの公民館や集会所等を「支え愛避難所」として、発災した災害によってもその安全性が確認され、自主的に開設・運営が可能な場合はそこへの避難も有効な避難の一形態であることを明記する。

また、市町村は、支え愛避難所の開設を確認した場合、その安全性等を確認するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとし、県は市町村に対し必要な支援を行うものと明記する。

（災害予防編（共通） 第5部 避難対策計画 第1章 避難体制の整備）

(3) 国の防災基本計画等を踏まえた見直し

ア 「応援・受援計画」の章を新設

防災基本計画や内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」等を踏まえ、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、また、他県等の応援を行えるよう、新たに「応援・受援計画」を地域防災計画に位置付ける。

(災害予防編（共通） 第4部 防災関係機関の連携推進計画 第5章 応援・受援計画)

第3節 受援計画

1 受援体制の整備

(1) 県（危機管理局）及び関係機関は、他県等からの応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう、平時から体制整備に努める。（後略）

2 連絡体制

県（危機管理局）、市町村及び関係機関は、応援要請を行う際の連絡調整が円滑に行われるよう、緊急連絡先の確認やホットラインの構築、応援要請手順を定めておくなど、あらかじめ連絡体制等の整備に努める。

3 活動拠点等

(1) 県災害対策本部における受入

県（危機管理局）は、関係機関及び国等の応援や、政府の情報先遣チーム等を受け入れるため、あらかじめ県庁内外に受援スペースや必要な機器を確保し、受入体制を整備するものとする。（後略）

イ 業務継続計画（BCP）において、業務継続に必須な6要素の明記

防災基本計画を踏まえ、業務継続に必須な6要素をBCPに定めておくことについて明記する。

(災害予防編（共通） 第2部 組織体制計画 第2章 配備及び動員体制の整備)

業務継続計画では、少なくとも知事（災害対策本部長）不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(4) その他の見直し

ア 県国土強靱化地域計画の位置づけ

県国土強靱化地域計画は、県地域防災計画の指針の一つであることを明記する。

(災害予防編（共通） 第1部 総則 第1章 計画作成の目的)

イ 鳥取市の中核市移行に伴い、市保健所が新設されることに伴う整理

保健所設置市である鳥取市は、県医療救護対策本部の東部圏域における支部機能を担うこと等を明記する。

(災害予防編（共通） 第6部 医療救助計画 第1章 医療（助産）救護体制の整備) ほか

ウ ライフライン対策の強化（予防編）

災害時における社会全体の被害規模の縮小及び被災時の早期復興を推進するため、応急復旧等のための資機材等の備蓄や調達体制の整備、応援協定の締結に努めること等各機関のライフライン確保の予防対策について総則的に定める章を新たに取りまとめる。

(災害予防編（共通） 第15部 ライフライン対策計画 第1章 ライフライン対策の強化)

エ 指定地方行政機関（1機関）と指定地方公共機関（4機関）の追加

国土地理院中国地方測量部が指定地方行政機関に追加指定されたことに伴い、当該機関の処理すべき事務や業務の大纲を記載する。

また、ケーブルテレビ4社（日本海ケーブルネットワーク株式会社、株式会社鳥取テレ

トピア、株式会社中海テレビ放送、鳥取中央有線放送株式会社)が平成27年9月に指定地方公共機関に追加指定されたことに伴い、当該機関の処理すべき事務や業務の大綱を記載する。

(災害応急対策編(共通)第1部 総則 第1章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱)
(災害応急対策編(共通)第3部 情報通信広報計画 第2章 地震及び津波に関する情報の伝達)

オ BCP発動に係る資源調整

「鳥取県庁業務継続計画」が修正されて県庁BCPの発動基準が明確になったこと等を踏まえ、BCPの発動の範囲や判断基準等について明記する。

また、市町村は、「市町村業務継続計画」に基づき、必要に応じてBCPを発動することを明記する。

(災害応急対策編(共通)第2部 組織体制計画 第2章 配備及び動員)

カ 大雨特別警報の発表基準、大雪特別警報の発表基準の時点修正

大雨特別警報及び大雪特別警報の発表基準である50年に1度の値について、最新の数値に時点修正する。

(災害応急対策編(共通)第3部 情報通信広報計画 第1章 気象情報の伝達)

キ 広域火葬計画を再整理

大規模災害時等において、被災市町村が有している通常の火葬能力だけでは対処できなくなった場合に備え、円滑に火葬を行うための標準的な処理計画を広域火葬計画として整理し記載する。

(災害応急対策編(共通)第6部 医療救助計画 第3章 搜索、遺体処理及び埋葬)

ク 災害救助のために使用する車両の無料措置

高速道路関係事業者の協力を受けて実施する、被災地へ移動する車両に係る有料道路の無料措置について、その手続、対象とする車両等について明記する。

(災害応急対策編(共通)第7部 交通・輸送計画 第4章 緊急通行車両の確認)

ケ 燃料確保対策の強化(応急対策編)

災害発生時に関係団体と連携して、応急対策に要する緊急車両等の燃料の緊急確保を図るとともに、一般用途の燃料供給を早期に復旧させるための手順等を明記した章を新たに作りまとめる。

(災害応急対策編(共通)第15部 ライフライン対策計画 第9章 燃料確保の応急対策)

コ 県における「津波避難計画」等の位置づけを明記

県地域防災計画「津波災害対策編」が津波対策の推進に関する法律に基づく「津波避難計画」であること、また、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」(平成25年3月)による「市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針」を兼ねていることを明記する。

(津波災害対策編第1部 災害予防計画 第2章 津波災害の予防)

サ その他、防災基本計画の修正等に基づき、所要の修正を行う。

3 スケジュール(案)

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 2月26日 | 常任委員会報告 |
| 2月26日以降 | 地域防災計画の修正全般についてパブリックコメントを実施 |
| 3月下旬 | 鳥取県防災会議において地域防災計画の修正について審議し修正 |
| 5月 | 組織改正等の軽微な修正を加え、印刷・配布 |

弾道ミサイル落下を想定した鳥取県国民保護共同図上訓練〔国・鳥取市との共同〕等の実施について

平成30年2月26日
危機対策・情報課

北朝鮮によるミサイル発射が相次ぎ緊迫した状況にあることから、緊急時の初動対応の確保など不測の事態に備えるため、国民保護共同図上訓練（国、鳥取県、鳥取市共催）及び同様の想定による県独自の国民保護実働訓練を実施しました。

1 弾道ミサイル落下を想定した国民保護共同図上訓練〔国、鳥取県、鳥取市の共催〕

(1) 実施目的

武力攻撃事態（弾道ミサイルの落下）発生時における対処・措置能力の向上を図るとともに、国をはじめとする関係機関との連携体制を強化する。

(2) 実施日時

平成30年2月2日（金）午後1時30分から5時まで

(3) 実施場所

鳥取県庁（災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）、県庁第22会議室（県庁第二庁舎4階）ほか）
鳥取市役所（危機管理課（市本庁舎4階））

(4) 参加機関（延べ10機関、126名）

- 1) 国・県・市 内閣官房、消防庁、鳥取県、鳥取市
- 2) 関係機関 鳥取県警察、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、自衛隊鳥取地方協力本部、陸上自衛隊第八普通科連隊、第八管区海上保安本部境海上保安部
- 3) 指定公共機関 日本赤十字社鳥取県支部

(5) 訓練想定

武力攻撃事態の認定がされている状況下において、X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性がある」と判明し、その後鳥取市の市街地に落下する。

(6) 主な訓練項目

- 1) 武力攻撃事態（弾道ミサイル落下事案）発生時における初動対応
 - ・緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）による情報の伝達
 - ・被災情報の収集・伝達
 - ・各種応援要請（自衛隊・緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ・国民保護対策本部の設置運営
- 2) 弾道ミサイル落下現場における関係機関、関係部局の連携
 - ・負傷者救助、搬送における連絡調整
 - ・消防警戒区域等における避難措置
 - ・住民避難に関する調整
 - ・避難者への救援の実施に関する連絡調整

(7) 主な関係者コメント

1) 平井知事

- ・役割分担しながら緊急事態に対処していくアプローチが、以前よりも前進したと感じた。
- ・ジメチルヒドラジン（ミサイルの燃料に含まれる物質）の危険性に対する正しい理解のための県民への広報、観光客や住民それぞれに応じた避難対策、家畜エリア対応策についても検討が必要であった。
- ・ミサイルが鳥取県に着弾するには理由があり、国の中核と意思疎通を図り、その背景と戦略を調整しながら対応を検討する必要がある。
- ・本日の訓練成果を踏まえ、年度末までにミサイル対応マニュアルをまとめてもらいたい。

2) 羽場鳥取市副市長

- ・まずは何が起こるか分からないことを踏まえて、住民の方が不安に思うことに適切に対応していくことが何より肝要となる。
- ・様々な事態を想定して、引き続き国や県、関係機関と連携して市民生活の安全のために取り組んでいきたい。

3) 矢口国民保護運用室長（消防庁）

- ・武力攻撃事態下における弾道ミサイル落下時の初動措置について、各部局が積極的に自らが実施すべき事項を十分検討している様子が伺われ、訓練への参画意欲の高さを感じた。
- ・一連の対応に関し、重大な漏れは見られず、初動措置として対策本部は十分機能していると思われる。

(8) 今後の対応

訓練実施結果等を踏まえ、本年度中に「弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル」の見直しを行い、不測の事態に対応できるよう初動体制を整備する。

国民保護共同図上訓練の実施状況



国民保護対策本部事務局



国民保護対策本部会議

2 弾道ミサイル落下を想定した国民保護実働訓練（県独自開催）

(1) 実施目的

弾道ミサイル落下現場における防災関係機関等の初動対応要領を実動演習により確認し、防災関係機関の連携と総合的な対処能力の向上を図る。

(2) 実施日時

平成30年2月2日（金）午前10時から11時まで

(3) 実施場所

鳥取県庁駐車場（第二庁舎前）

(4) 参加機関（6機関と地区住民、延べ80名）

鳥取県警察、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、陸上自衛隊第八普通科連隊、日本赤十字社鳥取県支部、鳥取市、鳥取県、地区住民

(5) 訓練想定

武力攻撃事態の認定がされている状況下において、X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性があるると判明し、その後鳥取市の市街地に落下する。

(6) 訓練内容

1) Jアラート警報時の住民・職員等の避難行動（久松地区の住民、鳥取市職員等）

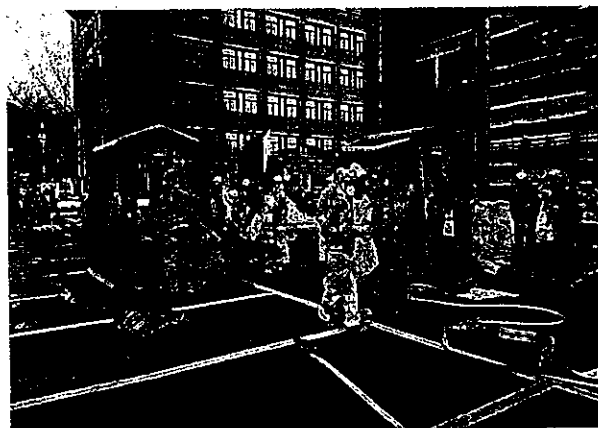
2) 弾道ミサイル落下現場におけるNBCR災害の可能性を考慮した初動対応

- ・ 消防警戒区域等の設定
- ・ 現地指揮所等の設置及び情報共有
- ・ 検知活動
- ・ 負傷者の救助及びトリアージ、除染、搬送
- ・ 汚染エリアの除染

(7) 主な訓練成果

- ・ 国が示す「弾道ミサイル落下時の行動」に沿った避難（県庁地下駐車場）行動訓練に鳥取市久松地区の住民及び鳥取市職員が参加し、迅速安全な避難要領を確認することができた。
- ・ 陸上自衛隊、鳥取県警、東部消防局、日本赤十字社鳥取支部の4機関45名が参加してミサイル着弾時におけるNBCR初動対応要領を確認すると共に、関係機関との連携と対処能力の向上を図ることができた。

国民保護実働訓練の実施状況



島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第39報）

平成30年2月26日
原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

*前回の報告（平成29年12月1日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
89回目 （2月2日）	〔地震・津波〕 基準地震動	<p><中国電力の説明> ○820ガルの基準地震動を策定したことを説明。</p> <p><原子力規制委員会のコメント> ○中国電力が策定した基準地震動について、異論はなかったが、基準地震動の策定プロセスに関する説明が不足していると指摘し、資料の充実化を指示。</p>
90回目 （2月16日）	〔地震・津波〕 基準地震動 （コメント回答）	<p><中国電力の説明> ○2月2日（金）の審査会合において、原子力規制委員会から基準地震動の策定プロセスに関する説明が不足していると指摘された。 このため、新たに、基準地震動策定の検討の流れ、鉛直方向よりも水平方向の地震力を重視する理由、主要施設への影響が大きい地震動の揺れの周期を重視している旨の説明等を加え、基準地震動を改めて820ガルと説明。</p> <p><原子力規制委員会のコメント> ○基準地震動の策定について概ね妥当な検討がなされたと評価。</p>

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

*前回の報告（平成29年1月19日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

3 その他

平成30年2月20日、島根原発2号機新規制基準適合性審査（85～90回目）及び耐震重要度分類に関し、中国電力による関係自治体向けの第23回説明会が島根原子力防災センター（松江市）で開催され、本県を含む関係自治体の職員が出席した（公開、一般傍聴可）。

- （別紙） 1 島根原子力発電所2号機の適合性審査の進捗状況
2 島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況

*斜字：審査済

区分	議題	回数	主な審査の状況等
申請概要等 (4回)		4	主要な論点 (24項目) を規制庁が提示。審査の進め方を確認。
地震対策 (32回)	震源を特定して策定する地震動	20	宍道断層の評価長さを約39kmとし、宍道断層と鳥取沖西部断層が連動せず、777ガルとすることです (審査済)。
	震源を特定せず策定する地震動	1	検討対象16地震の内、鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とし、申請当初より大きな620ガルとすることです (審査済)。
	地下構造評価	4	解析モデルは3号機地盤の1次元モデルの採用です (審査済)。
	敷地の地質・地質構造	2	敷地内に破砕帯、活断層はないこと、敷地に分布するシームは少なくとも後期更新世以降活動していないことを説明 (審査済)。
	基準地震動	2	震源を特定して策定する基準地震動として S_s-D 、 S_s-F1 、 S_s-F2 を、震源を特定せず策定する基準地震動として S_s-N1 、 S_s-N2 とすることです (審査済)。
	耐震設計方針	3	耐震重要度分類の変更について説明。
	地盤・斜面の安定性	0	—
津波対策 (1回)	基準津波	1	鳥取県 (2012) が日本海東縁部に想定した地震による津波及び敷地前面海域の「F-Ⅲ～F-V断層」から想定される地震による津波を基準津波として策定したことを説明。
	耐津波設計方針	0	—
重大事故対策 (32回)	確率論的リスク評価 (PRA)	4	重大事故等対策を実施する前の仮想的なプラント状態において、炉心が損傷し重大事故に至る確率について説明。
	事故シーケンスの選定	3	新規制基準において対策が義務づけられたシビアアクシデント対策の有効性評価を行う事故シーケンスグループの選定について説明。
	有効性評価	12	選定された事故シーケンス毎に、新規制基準により義務づけられたシビアアクシデント対策が有効に機能するかどうかについて説明。
	解析コード	4	有効性評価で用いた解析プログラムについて説明。
	原子炉制御室	1	事故発生時にも原子炉制御室が有効に機能することを説明。
	水素対策	1	水素爆発防止対策 (電源を必要としない水素処理装置や水素濃度監視装置など) を説明。
	緊急時対策所	1	重大事故等対処要員が滞在し、プラント情報を把握するための設備や発電所内外との通信設備等及びそれらの運用を説明。
	フィルタ付ベント設備	6	申請時から新たにヨウ素フィルタ (銀ゼオライト)、弁を追加。全体設計、フィルタ性能、運用方法等について説明。
設計基準事故対策 (22回)	竜巻	3	設計竜巻による最大風速を引き上げ (69m/s→92m/s)。
	火災	4	発電所建物の内部・外部で起こりうる火災について説明。
	内部溢水	4	地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等により、原子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機能が損なわれないことについて説明。
	火山	2	火山灰の堆積厚さについて、三瓶山と大山の火山活動等の不確かさを考慮し、当初申請の2cmから30cmに見直すことを説明。
	外部事象	1	設計上考慮すべき外部事象の選定について説明。
	保安電源設備	0	—
	静的機器の単一故障等	8	静的機器の単一故障設計、誤操作防止対策、圧力バウンダリ、通信連絡設備、監視測定設備、共用設備について説明。
計		90	[年度別] H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回

*77回目は、「耐震設計方針」、「有効性評価」の回数にそれぞれ計上しており、計は一致しない。

島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

1 新規制基準適合性審査

回数	開催年月日	議題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
1回目	H26.1.16	申請の概要		H26.2.21(1)
2回目	H26.1.28	申請内容に係る主要な論点		
3回目	H26.2.20	敷地周辺陸域の活断層評価		H26.3.18(2)
4回目	H26.3.19	敷地周辺海域の活断層評価		H26.4.21(3)
5回目	H26.4.9	敷地周辺活断層評価(コメント回答)		
6回目	H26.4.16	地下構造評価		H26.5.21(4)
7回目	H26.5.1	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)		H26.6.12(5)
8回目	H26.6.27	震源を特定せず策定する地震動		H26.7.2(6)
9回目	H26.7.22		確率論的リスク評価(内部事象PRA)	H26.8.21(7)
10回目	H26.8.5		静的機器の単一故障に係る設計	
11回目	H26.8.28		フィルタベント系(設計、仕様)	
12回目	H26.9.5	地下構造評価(コメント回答)		H26.9.18(8)
13回目	H26.9.11		フィルタベント系(運用、コメント回答)	
14回目	H26.9.30		確率論的リスク評価(地震・津波PRA)	H26.10.9(9)
15回目	H26.10.2		事故シーケンスの選定	
16回目	H26.10.14		有効性評価	
17回目	H26.10.16		外部火災(森林火災)	
18回目	H26.10.23		内部溢水	H26.11.27(10)
19回目	H26.10.30		外部火災(産業施設、航空機墜落)	
20回目	H26.11.6		有効性評価(保管場所、アクセスルート)	
21回目	H26.11.13		有効性評価	
22回目	H26.11.20		地下構造評価(コメント回答)	
23回目	H26.11.21	地下構造評価(コメント回答)		
24回目	H26.12.4		内部火災	H26.12.17(11)
25回目	H26.12.9		有効性評価	
—	H26.12.19		<現地調査>	
26回目	H27.1.15		有効性評価	H27.1.21(12)
27回目	H27.1.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		
28回目	H27.1.27		有効性評価	
29回目	H27.2.3		竜巻影響評価	H27.2.13(13)
—	H27.2.5-6	<現地調査>		
30回目	H27.2.10		緊急時対策所	
31回目	H27.2.19		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路	
32回目	H27.2.24		圧力バウンダリ	
33回目	H27.2.26		フィルタベント系(主ライン、井構成)	H27.3.10(14)
34回目	H27.3.3		有効性評価(原子炉格納容器限界温度・圧力)	
35回目	H27.3.5		静的機器の単一故障(コメント回答)	
36回目	H27.3.6	地下構造評価(コメント回答)		
37回目	H27.3.17		有効性評価(燃料プール、運転停止中)	
38回目	H27.3.19		外部火災(コメント回答)	
39回目	H27.3.24		通信連絡設備	
40回目	H27.3.31		竜巻影響評価(コメント回答)	
41回目	H27.4.2		監視測定設備	
42回目	H27.4.7		フィルタベント系(運用方法等)	H27.5.20(15)
43回目	H27.4.9		竜巻影響評価(フジタモデルの適用)	
44回目	H27.4.21		共用に関する設計上の考慮	
45回目	H27.4.24	敷地の地質・地質構造		
46回目	H27.5.12		解析コード	
47回目	H27.5.15	敷地周辺海域の活断層評価(コメント回答)		
48回目	H27.5.21		内部溢水(コメント回答)	
49回目	H27.5.28		フィルタベント系(コメント回答)	H27.6.8(16)
50回目	H27.6.2		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路(コメント回答)	
51回目	H27.6.9		解析コード	
52回目	H27.6.11		原子炉制御室	
53回目	H27.6.12		火山影響評価	H27.6.24(17)
54回目	H27.6.19	敷地周辺陸域の活断層評価(重力量常に係わるコメント回答)		
55回目	H27.6.23		解析コード	
56回目	H27.6.30		確率論的リスク評価(コメント回答)	
57回目	H27.7.2		外部事象の考慮	H27.7.21(18)
58回目	H27.7.9		確率論的リスク評価(コメント回答)	
59回目	H27.7.14		フィルタベント系(コメント回答)	
60回目	H27.7.16		内部火災(コメント回答)	
61回目	H27.7.21		敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)	H27.8.21(19)
62回目	H27.7.28		原子炉建屋内水素対策	
63回目	H27.7.31	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)		
64回目	H27.8.4		内部火災(コメント回答)、今後のBWRプラントの審査の進め方	
65回目	H27.8.6			

回数	開催年月日	議 題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
66回目	H27.9.9	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H27.9.14(20)
67回目	H27.10.15		解析コード(コメント回答)	H27.12.1(21)
-	H27.10.29-30	<現地調査>		
68回目	H27.11.20	敷地周辺海域の活断層評価(国土交通省断層)		
69回目	H27.12.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答、西端の評価)		H27.12.16(22)
70回目	H28.1.15	敷地の地質・地質構造(コメント回答)		H28.1.21(23)
71回目	H28.1.29	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H28.2.24(24)
72回目	H28.3.31		今後のBWRプラントの審査の進め方	H28.4.21(25)
73回目	H28.4.21		BWR審査における論点及び今後の審査の進め方	H28.5.31(26)
74回目	H28.4.28		火山影響評価(コメント回答)	
75回目	H28.5.13	震源を特定して策定する地震動		
76回目	H28.5.26	耐震重要度分類		
77回目	H28.7.12	耐震重要度分類		有効性評価(コメント回答)
78回目	H28.8.25			有効性評価(コメント回答)
79回目	H28.9.15			有効性評価(コメント回答)
80回目	H28.11.11	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H28.11.28(30)
81回目	H28.11.16	耐震設計の論点		
82回目	H28.12.16	基準津波の策定		H29.1.19(31)
83回目	H29.2.17	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H29.2.24(32)
84回目	H29.6.9	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H29.6.28(33)
-	H29.7.13	<自治体職員向け説明会>		H29.7.21(34)
85回目	H29.7.28	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H29.8.21(35)
86回目	H29.9.29	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H29.10.6(36)
87回目	H29.10.27	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H29.12.1(37)
88回目	H29.12.1	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H29.12.19(38)
89回目	H30.2.2	基準地震動(コメント回答)		H30.2.23(39)
90回目	H30.2.16	基準地震動(コメント回答)		

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)に係る審査会合

回数	開催年月日	議 題	常任委員会報告日 (通算回数)
1回目	H28.9.13	申請の概要	H28.9.15(28)

: 今回の報告対象

平成29年度第3回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催結果について

平成30年2月26日
原子力安全対策課

島根原子力発電所2号機の基準地震動が決定されたことを受けて、中国電力(株)から基準地震動の設定の考え方や原子力規制委員会の審査内容等の説明を受けるため、原子力安全対策プロジェクトチーム会議を開催しました。

中国電力に対して、専門的な意見を聞くことができるよう鳥取県原子力安全顧問へ説明すること、立地自治体と同様な対応を行うこと、住民へのわかりやすく丁寧な説明を行うこと、3号機の説明を受けていないことへの配慮を要請しました。

1 日時

2月21日(水) 午後1時から1時30分まで

2 場所

災害対策本部室(県庁第二庁舎3階)

3 出席者

(1) 県

知事、副知事、統轄監、危機管理局長、総務部長、福祉保健部長、生活環境部長、西部総合事務所長、原子力安全対策監、原子力環境センター長

(2) 関係自治体(東京本部からテレビ会議で参加)

米子市長、境港市長

(3) 中国電力(株)

取締役常務執行役員

島根原子力本部長 岩崎昭正(いわさき あきまさ)氏 ほか

4 内容等

(1) 島根原子力発電所の基準地震動について

中国電力から宍道断層の評価長さを約39kmとして、原子力規制委員会が定めている「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」等に基づき評価した結果、基準地震動を820ガルに引き上げたこと、及び2月16日に開催された原子力規制委員会審査会合において基準地震動の策定について概ね妥当と評価されたことについて説明があった。

(主な質問に対する回答)

・基準地震動の引き上げによる今後の安全対策への影響について、現在かなり余裕を持たせて施設の設計を行っているので、施設への大きな影響はない見通しであること。

・今後新たな知見が出れば、それを取り入れて基準地震動の見直しが必要かどうかしっかりと確認していくこと。

(2) 米子市長のコメント要旨

本日説明のある基準地震動の変更については、重大な局面と認識している。津波ももちろんだが地震そのものの影響をどのように安全対策につなげていくか、そのあたりの基準となる説明になると思っており、良く聞いて今後の住民説明につなげていきたいと思っている。

(3) 境港市長のコメント要旨

今後、議会や原子力発電所環境安全対策協議会や住民のみなさんによくよく説明していた

だく必要があると考えているが、もう少しわかりやすい理解しやすい説明をお願いしたい。また、県には専門的なお立場の意見を伺うため原子力安全顧問会議の開催をお願いしたい。

3号機の申請についていろいろ報道されているが、3号機について我々は何ら説明を受けていない状況であり、申請の可否以前にゼロから立地自治体と同様に詳細な説明を求めたい。

(4) 知事のコメント要旨

基準地震動が820ガルに再設定され、原子力規制委員会が了承したと伝えられている。2号機の審査はまだ続くが、大きな関心を集めていた宍道断層の力をどう評価するかについての一定の科学的知見に基づく結論を国が出したと捉えている。

今後も審査は続くと思うが、安全第一義ということを考えていただきたい。私どもも周辺地域と位置付けられているが、立地と同様に緊密なコミュニケーションを取っていただくことが最低限必要である。

3号機について、いろいろと報道されているが、島根県や松江市と違い、我々は一切、きちんと説明を受けたことがない。立地と同等に扱っていただくのであれば、3号機の議論がまことしやかに流れているのは、不安を感じている住民もいるので配慮していただきたい。

本日が出発点であり、地震の専門家に見てもらった方が良いと思うので、原子力安全顧問への説明会を持っていただく必要がある。

多くの方の安心安全につながるかということ住民の方にもチェックしていただきたいと思うので、住民の皆様にとってわかりやすい資料・説明となるよう丁寧に対策を取っていただきたい。

(5) 中国電力 岩崎島根原子力本部長のコメント要旨

2月16日の原子力規制委員会の審査会合において、宍道断層の評価長さの変更を踏まえて策定した基準地震動について説明をし、規制委員会から妥当であると評価をいただいた。この度の基準地震動の決定は、審査における大きな節目と受け止めている。今後は2号機のプラント側の審査に入っていくものと考えているが、引き続き審査に適切に対応するとともに、地域の皆さんにわかりやすく丁寧にお知らせをしていきたい。

また、知事からお話のあった3号機についても、今後しっかりとご説明していきたい。また、立地自治体と同様にしっかりと対応させていただきたい。

<参考 島根原子力発電所2号機の新規性基準適合性審査の経緯>

【平成25年】

11/21 中国電力が県に安全協定に基づき事前報告

12/17 安全協定に基づき県の意見を中国電力に回答

12/25 中国電力が原子力規制委員会に原子炉設置変更許可等を申請（宍道断層約22km、基準地震動600ガル）

【平成28年】

1/29 宍道断層の評価長さを約25kmへ延長（基準地震動800ガル）

7/4 中国電力が国に2号機設置変更許可（特定重大事故等対処施設等）を追加申請

【平成29年】

7/28 中国電力が原子力規制委員会に宍道断層の評価長さの約39kmへの延長を説明

9/29 原子力規制委員会が宍道断層の評価長さを約39kmとすることを了承

【平成30年】

2/2 中国電力が原子力規制委員会に基準地震動を820ガルに引き上げると説明

2/16 原子力規制委員会が基準地震動820ガルを了承

島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクト腐食について（現地確認）

平成30年2月26日
原子力安全対策課

平成28年12月8日に判明した島根原子力発電所2号機の中央制御室空調換気系^{*}のダクト腐食事案について、平成30年1月31日の原子力規制委員会において、中国電力が報告した原因と対策（報告書）の内容が了承されるとともに、国際原子力・放射線事象評価尺度（INES：イネス）の「レベル1（逸脱）」に該当すると評価されました。これを受けて、県では、2月13日、安全協定に基づく現地確認を米子市及び境港市と合同で実施しました。

中国電力に対しては、引き続き厳しく安全対策を求めていくとともに、原子力規制委員会による保安検査等での確認状況を注視していきます。

また、県では中国電力に対して、県民への丁寧な情報提供を求めており、この件について、3月1日に境港市において住民説明会が開催されます（松江市でも2月28日に開催）。

※中央制御室空調換気系：通常は外気を取り入れて中央制御室の換気を行うが、大気への放射能放出事故の発生時には、事故が収束するまでの間、運転員が中央制御室にとどまり、各種の監視、操作が行えるよう、外気を取り入れを遮断し、中央制御室の空気を高性能フィルタを介して内部循環させる系統。

1 現地確認の日時・場所

- (1) 確認日時 2月13日（火）13時から17時まで
- (2) 確認場所 島根原子力発電所

2 現地確認者

原子力安全対策課3名、西部総合事務所1名、米子市1名、境港市1名

3 確認概要

報告書における、推定原因（外気とともに取り込まれた水分や海塩粒子等がダクト内面に付着し腐食を発生させた）を踏まえた、主な再発防止対策について現地で説明を求め確認した。

	主な再発防止対策	現地で確認した事項
①保守点検計画の見直し	ダクトの外表面及び内面の外観点検の実施頻度を見直す。	○点検頻度を記載したマニュアルの改訂 ・外表面点検 10サイクル ^{*1} に1回→6サイクルに1回 ・内表面点検 3サイクルに1回→1サイクルに1回
②運用の見直し	外気からの水分や海塩粒子の低減を図るため、外気処理装置を「荒天時のみの使用」から「常時使用」とする。	○外気処理装置 ^{*2} の運転要領書の改訂
③ダクト仕様の見直し	外気取り入れラインのダクトは、炭素鋼製（塗装あり）ダクトとする。	○見直したダクト仕様とその範囲 ・外気取り入れラインのステンレス鋼板ダクト→炭素鋼（腐食防止のための塗装あり） ・耐食性及び劣化状況の早期把握の観点
④ダクト形状・構造の見直し	湿潤状態が継続しないよう、湾曲させたダクト形状（角エルボ→丸エルボ）に変更するとともに、ダクト点検口を追加設置する。	○見直し後の気流解析結果 ・ガイドペーン（整流板）の撤去 ・角エルボ→丸エルボ ○ダクト内面の点検口の追加設置

※1 運転期間13か月ごとに行われる施設定期検査の間隔を1サイクルとしている。

※2 外気からの水分及び海塩粒子を低減することが可能な装置。

【参考】

1 本事案の概要及び本県の対応

島根原子力発電所2号機の中央制御室空調換気系ダクト（放射性物質のない非管理区域）の点検において、外側に巻いた保温材を外したところ、配管に腐食孔（横約100cm、縦約30cm）※1が開いているのが発見され、中国電力は法令※2に基づく安全上重要な設備に要求される必要な機能（隔離機能）を満足していないと判断して、原子力規制委員会に報告した。

本県では、安全協定に基づく現地確認を3回実施し、事案の発生状況や中電の対応状況等について確認を行いました。

※1 最終的には、大小65個（19ヶ所）の腐食孔が発見された。

※2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条

2 本事案の経緯

平成28年

- 12月8日 2号機中央制御室空調換気系のダクトに腐食孔（横約100cm、縦約30cm）を確認
中国電力が法令に基づき原子力規制庁に連絡
中国電力が本県に報告
本県が安全協定に基づく現地確認（1回目）を実施
- 12月9日 中国電力が本県に事象発生を説明（於 県庁）
- 12月14日 原子力規制委員会で議題報告（事案発生）
- 12月16日 中国電力が原子力規制委員会に報告書を提出 *原因と対策等は引き続き調査
中国電力が本県に報告書提出を報告（於 県庁）
- 12月27日 類似箇所点検結果を原子力規制委員会に報告
中国電力が本県に類似箇所点検結果を本県に説明（於 県庁）
- 12月28日 本県が安全協定に基づく現地確認（2回目）を実施

平成29年

- 1月11日 原子力規制委員会で議題報告（類似箇所点検結果、全原発等の調査を決定）
- 1月18日 原子力規制委員会が島根原発を除く全原発及び再処理施設に対して調査を指示
- 3月9日 中国電力が原子力規制委員会に報告書を提出
中国電力が本県に報告書提出を報告（於 県庁）
- 11月27日 中国電力が原子力規制委員会に報告書に係る補正書を提出
中国電力が本県に報告書に係る補正書提出を報告（於 県庁）
- 12月20日 原子力規制委員会に評価及び対策について報告されたが、中間報告の扱いにとどまる

平成30年

- 1月31日 原子力規制委員会に評価及び原因と対策について報告され、了承される。
国際原子力・放射線事象評価尺度（INES：イネス）の「レベル1（逸脱）」に該当すると評価
- 2月13日 本県が安全協定に基づく現地確認（3回目）を実施

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に係るパブリックコメントの実施結果について

平成30年2月26日
原子力安全対策課

原子力防災施設及び資機材の整備、原子力防災訓練を通じた知見等を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案についてパブリックコメントを実施しました。

- 1 意見募集期間 平成30年1月24日（水）から2月13日（火）まで
- 2 応募件数 1件（13項目（意見3項目、質問10項目））
- 3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方

(1) 地域防災計画（原子力災害対策編）

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
放射線防護対策施設への備蓄	<p>【意見】</p> <p>病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備等に関して、「7日分の食糧、燃料等の備蓄」が記載されているが、十分な飲料水の備蓄を併せてお願いしたい。周囲の放射線量が高い中で、水道水は放射性物質に汚染されている可能性があり、特に妊産婦・乳児・子どものための十分な配慮が必要と思われる。</p> <p>(第2章第8節2(4))</p>	<p>○放射線防護対策設備を導入した医療機関及び社会福祉施設では、最長で7日間の屋内退避を行えるよう、飲料水や食料等の備蓄を行っています。（「食糧」には飲料水を含みます。）</p> <p>○また、地域防災計画の修正案では、当該施設で食糧等の備蓄が不足した場合に備え、関係機関と供給確保に向けた仕組みづくりを行うこととしています。</p>
普及啓発	<p>【意見】</p> <p>「原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信」について、住民への研修内容として、具体的な被ばくを避けるための方法を入れていただきたい。外部被ばくを避けるために、速やかな避難、被ばくを防ぐための服装、内部被ばくをさけるための注意と安定ヨウ素剤服用の意味と必要性など、住民が避難行動をイメージできるようにしていただきたい。</p> <p>(第2章第14節(1))</p>	<p>○地域防災計画では、普及啓発のための広報活動事項を定めており、ご意見の内容については当該事項の中に含まれると考えています。県では、普及啓発を原子力防災対策の重要な柱と位置づけ、これに基づいて県民の皆さんに被ばく防止対策、避難行動等を具体的に認識していただくよう、米子市、境港市等と連携して、引き続き、次の取り組みを行っていきます。</p> <p>【普及啓発の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災ハンドブックの作成及び配布 （平成30年から県下全戸配布（従来は米子市及び境港市の住民に配布）） ・原子力防災講演会 ・放射線に関する講演会 ・原子力防災現地研修会 ・避難先、避難経路確認訓練 <p>○原子力災害時には、県や市からの指示に基づき、</p>

		<p>落ち着いて行動することが重要であり、住民に放射線に関する知識や、災害時における対応を理解いただくことが重要と考えています。</p>
被ばく線量の計測	<p>【意見】</p> <p>避難者が、避難場所まで来た後、できるだけ早い時期に、線量計・ホールボディカウンタなどを使って、個々人の被ばく線量の計測ができる体制をつくっていただきたい。</p> <p>ヨウ素は、半減期が8日間であるため、時期が遅くなると、その実態がわからず、後の健康管理を考えるときのデータとして活用できない恐れがある。</p> <p>(第2章第7節14)</p>	<p>○地域防災計画では、緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、ホールボディカウンタ等の配備・維持管理等を行い、公衆の被ばく線量評価体制を整備するとしています。</p> <p>○避難者の健康管理のため、早期に内部被ばくを測定することが重要であり、本県では据付型のホールボディカウンタを2台(鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院)、移動式ホールボディカウンタを1台整備し、測定体制を整えています。</p> <p>○移動式ホールボディカウンタについては、中部・東部地域の避難所等を巡回する等によって、医療機関と連携して検査を行うこととしています。</p>
原子力災害医療	<p>【質問】</p> <p>「被ばく医療」を「原子力災害医療」に変更したのはどのような理由か。</p> <p>(第2章第11節3)</p>	<p>○原子力災害時において、被ばく患者に対する処置だけでなく、怪我や病気にも対応した医療の実施が必要であり、国の原子力災害対策指針において「原子力災害医療」体制を整備することとされました。</p> <p>○本県では当初からこの考え方でしたが、このたびの指針の改正に伴い、地域防災計画及び広域住民避難計画において変更を行うものです。</p>
モニタリング体制	<p>【質問】</p> <p>モニタリング資機材等の整備に関して、整備を行う防護マスクを全面マスクから半面マスクに変更したのはどのような理由か。</p> <p>(第2章第7節13)</p>	<p>○モニタリング要員等の防護装備については、国の「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会」報告書により、「高濃度の内部被ばくの恐れがある場合に使用される全面マスクがオフサイトにおいて必要となる状況は基本的に想定されず、プルームによる放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを防ぐ観点から、状況によっては半面マスクの着用が必要である。」とされています。</p> <p>○これを踏まえて整備を行う防護マスクを半面マスクとしたものです。</p>
	<p>【質問】</p> <p>「SPEEDI操作端末」「SPEEDI中継器」の整備が削除されたのはどのような理由か。</p> <p>(第2章第7節13)</p>	<p>○原子力規制委員会において、「避難の判断は、原子力災害対策指針のとおりモニタリングの結果によるものとし、SPEEDIの結果は使用しない。」という運用方針が決定されました。</p> <p>○これに伴い、平成28年度末までに全国一律に、SPEEDIに関する機器を撤去したことから地域防災計画において記載を削除しました。</p> <p>○なお、本県では、使用可能な放射性物質の拡散解析情報がある場合は、緊急時モニタリング結果と合わせ、専門家と連携し、予防的防護措置</p>

		等の実施判断に保守的に活用することに留意するとしています。
UPZ圏外の市町村への支援	<p>【質問】</p> <p>「UPZ圏外の市町村に対する原子力防災支援を必要に応じて行い、災害発生時の屋内退避や避難に関する留意事項等を、広く周知するものとする。」とあるが、「UPZ圏外の市町村」とは、どこまでの市町村を想定しているか、また「原子力防災支援」とは、具体的にどのようなことを想定しているか。</p> <p>(第2章第8節1)</p> <p>※UPZ(緊急防護措置を準備する区域)</p> <p>島根原子力発電所から概ね半径30km圏内の区域で、県内では、境港市全域と米子市の一部が該当。</p>	<p>○原子力災害時には、モニタリング結果に基づき屋内退避や避難等の防護措置を講じることとされており、あらかじめUPZ圏外の市町村の範囲を定めることはできません。また、本県では、これらの措置を講じる必要があるすべての市町村を対象として防護措置を講じることとしています。</p> <p>○また、UPZ圏外の市町村への原子力防災支援については、防護措置や広報に係る支援等が考えられます。</p>
安定ヨウ素剤の事前配布	<p>【質問】</p> <p>「関係周辺市町が行う緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定され、事前配布を希望する住民に対しての事前配布を支援する。」と記載されているが、「希望する住民」にはUPZ外の住民も含まれるのか。</p> <p>(第2章第11節4)</p>	<p>○安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減するために服用するものであり、原子力災害対策重点区域であるUPZの住民を対象として備蓄を行い、服用指示があった場合に配布・服用します。</p> <p>○安定ヨウ素剤の事前配布は、緊急時に安定ヨウ素剤の配布が困難と想定される場合に事前配布するものであることから、事前配布の対象はUPZ圏内の住民としています。</p>
用語の変更	<p>【質問】</p> <p>「過酷事故」を「過酷事象」に変えた理由は何か。</p> <p>(第2章第7節12)</p>	<p>○原子力発電所における事故だけでなく、事故につながる事象(地震等)についても含めるよう、用語を修正したものです。</p>

(2) 広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
避難手段等	<p>【質問】</p> <p>自動車避難の想定を7割から9割に変更したのはどのような理由であるか。</p> <p>また、これにより避難時間推計(避難に要する必要時間)、避難退域時検査場、避難受け入れ場所での駐車場の確保、避難シナリオに影響は生じないか。</p>	<p>○平成28年度に島根県と共同で避難計画の実効性の向上を図るため無作為抽出した世帯に対して、避難時における支援者の要否や移動手段、避難先等に関するアンケート調査を実施しました。その結果、バスで避難するという回答が6.8%であったことを踏まえ、自家用車避難の割合を9割に変更するものです。</p> <p>○避難時間推計は、住民の方々の避難行動と避難時間との関係を把握するため平成25年度に</p>

	(第2章1(2)オ(2))	<p>島根県と共同で実施しました。推計にあたっては、PAZ・UPZ圏内の全住民(47万1千人)の98.3%(避難行動要支援者の半数(約8千人)はバス避難を想定)が自家用車避難を行う想定で推計を行っているため、避難シナリオ等に影響は生じません。</p> <p>※PAZ(予防的防護措置を準備する区域) 島根原子力発電所から概ね半径5km圏内の区域であり、島根県松江市の一部が該当する。</p>
	<p>【質問】 「原災指針では、放射性物質の放出後、モニタリング結果に基づき区域等を指定して避難等を実施することとされているが、ここ(避難シナリオ)では予防的防護措置として避難指示がなされるものとする。」との記述がなされているが、どのような意味であるのか。 (第2章1(2)イ(2))</p>	<p>○原子力災害対策指針においては、緊急時モニタリングの結果に基づき避難や一時移転等を判断することとされています。しかしながら、このような事態に進展するまでの時間的推移等は事故の規模等により様々です。</p> <p>○このため、事故の状況によっては、UPZにおいても、放射性物質の放出前にPAZと同様に避難や安定ヨウ素剤の服用といった予防的防護措置を講じることとしています。</p> <p>○広域住民避難計画では、避難の基本方針の中で、「放射性物質の放出がなくても、状況によっては避難指示が発出される場合がある」と定めています。</p>
避難退域時検査会場	<p>【質問】 第2章2(8)オ「避難先地域に設置した避難退域時検査会場」と第2章4(3)ア「避難先地域内に設置する予備会場」とあるが、これは同じものか。 また、これらの設置場所は何カ所で、どこか。 (第2章2(8)オ) (第2章4(3)ア)</p>	<p>○いずれも同じものであることから「避難先地域に設置する避難退域時検査会場」に表記を統一することとします。</p> <p>○また、設置場所である次の6箇所については、避難計画に明記することとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コカ・コーラ ウエストスポーツパーク(布勢総合運動公園県民体育館) 2 鳥取砂丘コナン空港(鳥取空港国際会館) 3 倉吉体育文化会館体育館 4 鳥取保健所(H30.4～鳥取市保健所) 5 倉吉保健所 6 米子保健所
避難誘導計画	<p>【質問】 市避難誘導計画を作成することとされているが、すでに作成されているのか。また、これから作成する場合、いつごろまでに作成する予定であるか。 (第2章1(2)エ(ア))</p>	<p>○市避難誘導計画は、平成29年度原子力防災訓練等の教訓を踏まえ、一時集結所における誘導要領等をあらかじめ定め、円滑な避難を目的として作成するものです。現在、米子市、境港市において作成が進められています。</p>

4 今後の予定

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)及び鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の修正案については、3月中を目途に開催する鳥取県原子力安全顧問会議及び鳥取県防災会議において審議される予定です。

平成30年2月26日
原子力安全対策課

昨年、鳥取・島根両県と中国5県のバス、タクシー協会は原子力災害時における緊急輸送に関する協定を締結し、原子力災害時における住民の輸送手段の確保に関する協力体制を構築しました。

この協定では、平時から運転者の安全確保に必要な研修等を行うこととされており、初回は、バス・タクシーの運行管理者等を対象とした研修会を開催しました。

1 研修概要

(1) 日時、会場

2月16日(金) 午後1時30分～午後4時10分

鳥取市文化センター 大会議室(鳥取市吉方温泉3丁目701)

(2) 参加者数

7名(5社) バス、タクシー会社の運行管理者等

(3) 研修内容

ア 放射線防護に関する基礎知識(座学)

放射線とは、放射線による人体への影響、外部被ばくと内部被ばく、被ばく管理

イ 原子力災害対策と住民避難計画(座学)

原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)、住民避難の流れ、鳥取県広域住民避難計画

ウ 放射線測定器の取扱い、防護装備の着用(実習)

個人線量計の取扱い、防護服等の脱着、身の回りの物質の放射線量を測定

2 参加者の意見等

- ・原子力災害時において、住民避難におけるバスやタクシーの必要性和運転者の安全確保の方法について知ることができた。
- ・放射線の種類や特性、人体への影響など、普段はあまり知ることのできないことが学習できた。
- ・防護服の脱着方法や個人線量計の使い方を学ぶことができ、放射線防護について理解が深まった。
- ・放射線測定器で実際に放射線を測定し、距離による減衰や遮へいの効果を知ることができた。

3 今後の対応

今回は、初めての開催であることから、バス・タクシーの運行管理者を対象とし、大手事業者の本社が所在する東部で開催した。来年度以降は、1年間に3か所で開催し、実際に運転業務に従事される運転者の理解を深め、避難手段の確保の実効性向上を図る。

(参考)

鳥取・島根両県と中国5県バス・タクシー協会との協定について

(1) 目的

原子力災害が発生した場合の避難手段の確保を目的として、島根県と連携し、中国地方各県のバス協会及びタクシー協会と緊急輸送等に関する協定を締結

- ・中国5県バス協会(平成29年4月17日協定締結)
- ・中国5県タクシー協会(平成29年7月24日協定締結)

(2) 協定の内容等

- ・原子力災害時において、両県は中国5県のバス・タクシー協会に対して協力を要請する。ただし、乗務員の安全確保のため、平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に要請が可能。
- ・両協会はバスや福祉タクシーによる避難住民等の緊急輸送等を行う。
- ・県は平時から乗務員の安全確保に必要な研修や防護資機材の整備を行う。

新型移動式ホールボディカウンタ車の運用開始について

平成30年2月26日

原子力安全対策課

島根原子力発電所、人形峠環境技術センターにおいて原子力災害が発生した場合に備え、住民の被ばく検査(被ばく線量の把握)を適切に行う観点から移動式ホールボディカウンタ車を整備しています。

この度、平成12年度に導入した移動式ホールボディカウンタ車の老朽化に伴い更新し、運用を開始しました。

1 運用開始式

- (1) 日時及び会場 2月16日(金)11時40分～12時、県庁第二庁舎玄関ホール及び駐車場
- (2) 出席者 鳥取県:知事、福祉保健部長、危機管理局長、原子力安全対策監 ほか
来賓:原子力安全顧問 内田伸恵氏(鳥取大学医学部附属病院教授)、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 主任研究員 仲野高志氏
- (3) 内容 知事訓示、来賓挨拶、測定デモ(ホールボディカウンタ及び体表面モニター)

2 新型移動式ホールボディカウンタ車の概要

- (1) 購入金額 1億1772万円(消費税含む。) ※国交付金10/10
- (2) 製作会社 株式会社日立製作所中国支社
- (3) 車両 10t車両を改造、全長10.7m×全幅2.5m×全高3.8m
- (4) 主な特徴
 - ・ホールボディカウンタによって内部被ばくの有無を約2分で測定。(従前は5分程度)
 - ・体表面モニターによって外部被ばくの有無を約1分で測定。
 - ・車両及び発電機用として300リットルの燃料タンクを有し24時間以上の連続測定が可能。
 - ・バックグラウンド放射線の高いエリアでも正確な測定ができるよう厚さ5cmの遮蔽材(鉄製)を車両下部等に設置。(従前は遮蔽材なし)
 - ・子どもも測定できるように、体表面モニターにはハンディータイプの測定器を設置し、ホールボディカウンタには高さ調整用の椅子を設置。(従前は子どもの測定は難しかった。)

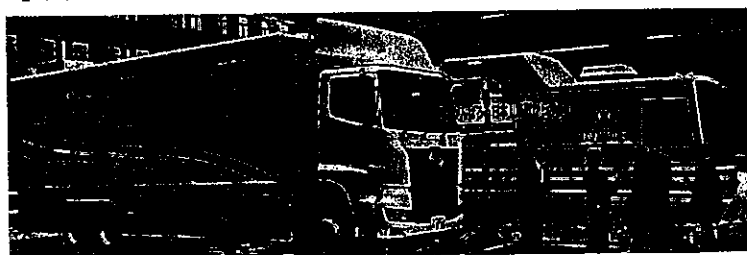
3 移動式ホールボディカウンタ車の具体的な運用方針

- (1) 長期的な健康調査の実施
 - ・島根原子力発電所等において、万が一、原子力災害が発生した場合、避難者の被ばく検査を避難先の避難所等を巡回して実施することで、原子力災害拠点病院(鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院)に整備した据付型ホールボディカウンタを補完し、より機動的かつ全県で被ばく検査や健康調査を行うことができる体制を構築する。
- (2) 原子力防災訓練等への活用
 - ・災害時を想定して、原子力防災訓練で使用するとともに、原子力防災講演会等で展示し住民の意識の啓発と知識の普及にも活用していく。

4 これまでの移動式ホールボディカウンタ車の運用実績(平成12年度整備)

- ・原子力防災訓練等で習熟訓練を実施。
- ・平成23年6月28日から9月30日まで、福島県南相馬市立総合病院に貸し出し(1,073人測定)
- ・平成24年5月25日から6月10日まで、福島県から本県へ避難された人のうち希望される人を検査(38人測定)

【車両展示：新型車両(左側)、旧車両(右側)】



【運用開始式(知事訓示)】



鳥取県応急手当推進事業所認定証の交付（第1回）について

平成30年2月26日

消 防 防 災 課

本県では、応急手当に関する正しい知識と技術の習得に対する積極的な取組を行っている事業所に対し、知事が応急手当推進事業所認定証を交付する制度を平成29年7月に設けました。

この度、初めての認定証の交付を、下記の4事業所に行いました。

記

1 応急手当推進事業所認定制度の目的

傷病者の命を救うためには、現場に居合わせた人が救急車を要請すると同時に、素早く救命処置を行えるよう、心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）の取扱いを身につけておくことが重要である。このため、応急手当に関する正しい知識と技術の習得に関する積極的な取組を行っている事業所に対して鳥取県応急手当推進事業所認定証を交付することによって、その取組を広げ、鳥取県内の応急手当の普及啓発を推進することを目的とする。

2 交付式の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年2月13日（火） 午後2時から2時15分まで
- (2) 場所 鳥取県庁本庁舎3階第4応接室（鳥取市東町一丁目220番地）

3 認定事業所

- (1) 介護老人福祉施設よなご幸朋苑（米子市上後藤） 24名受講＜基準アに該当＞
- (2) 県民ふれあい会館（鳥取市扇町） 従業員16人中8人受講＜基準イに該当＞
- (3) 社会福祉法人福生会 三朝温泉三喜苑（三朝町横手） 10名受講＜基準アに該当＞
- (4) 株式会社鳥取県JA会館（鳥取市末広温泉町） 13名受講＜基準アに該当＞

4 認定証の交付基準

次のいずれかに該当すること。

- ア AED（自動体外式除細動器）が設置され、かつ従業員のうち10名以上の者が本認定証交付申請日から3年以内に救命講習を修了されている事業所
- イ AED（自動体外式除細動器）が設置され、かつ従業員のうち3割以上の者が本認定証交付申請日から3年以内に救命講習を修了している事業所
- ウ 管轄の消防局長が、応急手当の推進事業に協力していると認め、推薦を行った事業所

5 参考

- (1) 全国の状況
全国では静岡県菊川市消防本部をはじめ、消防本部が認定を行っているが、県が認定を行うのは全国初の取り組み。
- (2) 県の応急手当普及の取組状況等
ア 本県では各消防局と協力して東中西部の3箇所で応急手当普及員（年2回）及び応急手当指導員（年1回）の養成講習を実施している。
(注) 普及員は事業所・防災組織等において、当該事業所の従業員・防災組織の構成員に対して普通救命講習の指導に従事する。
指導員は一般の方を対象に、普通救命講習の指導を行う。
イ 鳥取県応急手当普及員養成講習の案内を県内のコンビニに配架しているほか、消防団員や福祉施設職員を主な対象に、普及員養成に努めている。
ウ 県職員の初任者研修の中で救命講習を行っている。また、県職員を対象に普及員の資格を有する県職員が講師となる救命講習も行っている。

平成29年中の火災発生状況及び救急救助活動状況について

平成30年2月26日

消 防 防 災 課

平成29年の県内の火災発生件数は182件（対前年△37件、2日に約1件）であり、死者が10名（対前年△2名）、負傷者が26名（対前年△15名）ありました。

平成29年の月別の火災発生件数を見ると、4月から5月が最も多く、原因別でみると、たき火（17.6%）が多くなっています。鳥取県では例年、たき火が原因となった火災の割合が全国よりも著しく高くなっています（平成28年の全国での割合は5.7%）。

このように春先は、空気が乾燥し、風も強いなど火災が発生しやすいことから、3月1日（木）から7日（水）までの7日間、火災予防意識の一層の普及啓発を図ること等を目的として、平成30年春季全国火災予防運動が実施されます。

また、平成29年の県内の救急活動件数は26,630件（1時間に約3件）、救急搬送人員は25,207人（1時間に約2.9人）といずれも過去最多となりました。高齢者の搬送件数が増加し、到着までにかかる時間も伸びる傾向にあることから、国・県・消防局では救急車の適正利用をホームページやチラシ等で周知するとともに、平成30年度からおとなの救急電話相談事業を開始する予定としています。

なお、救助出動件数は373件（1日に約1件）、そのうち救助活動件数224件、救助人員202人となっており、昨年度と比較してそれぞれ3件、36件、40人減少しました。最も件数の多い交通事故は減少しました（出動件数170件、対前年△24件）が、除雪機やトラクターの操作誤り等の機械による事故が増加しました（出動件数16件、対前年+12件）。

1 平成29年中の火災発生状況（速報値であり、修正となる場合があります。）

(1) 火災発生件数

	出火件数							死傷者数	
	合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	死者	負傷者
1月	15	10	0	2	0	0	3	3	4
2月	7	5	0	1	0	0	1	1	5
3月	14	7	1	2	0	0	4	0	3
4月	23	8	2	0	0	0	13	0	0
5月	24	10	2	0	0	0	12	2	0
6月	18	5	0	3	1	0	9	0	1
7月	14	6	0	4	0	0	4	0	2
8月	21	8	1	2	0	0	10	1	3
9月	10	3	0	0	0	0	7	0	4
10月	8	4	0	1	0	0	3	0	0
11月	13	10	0	3	0	0	0	2	4
12月	15	11	0	1	0	0	3	1	0
合計	182	87	6	19	1	0	69	10	26
平成28年	219	120	9	18	0	0	72	12	41
平成27年	203	108	8	15	2	0	70	7	31
平成26年	234	108	5	21	1	0	99	8	34
平成25年	290	145	17	16	3	0	109	9	53

※その他火災とは、枯草立木類・野積わら・道路堤防法面・荒地の芝草・薪・建築材料・廃材等が焼損した火災等である。

(2) 消防局別火災件数

	県計	東部管内							中部管内							西部管内									
		計	建物	林野	車両	船舶	航空	その他	死者	計	建物	林野	車両	船舶	航空	その他	死者	計	建物	林野	車両	船舶	航空	その他	死者
平成29年	182	68	34	4	7	0	0	23	6	25	17	1	3	0	0	4	4	89	36	1	9	1	0	42	0
平成28年	219	68	44	2	3	0	0	19	4	33	20	1	8	0	0	4	4	118	56	6	7	0	0	49	4
平成27年	203	67	30	5	9	1	0	22	3	42	28	2	1	0	0	11	4	94	50	1	5	1	0	37	0
平成26年	234	60	29	2	7	0	0	22	6	50	26	2	6	1	0	15	1	124	53	1	8	0	0	62	1
平成25年	290	98	53	2	3	0	0	40	3	54	35	5	4	0	0	10	0	138	57	10	9	3	0	59	6

(3) 出火原因別火災件数

平成29年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
たばこ	12	0	1	0	1	1	1	2	3	0	1	0	2
こんろ	6	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1
かまど	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風呂かまど	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却炉	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
ストーブ	5	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
こたつ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ボイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
煙突・煙道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排気管	5	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1
電気機器	7	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0
電気装置	5	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1
電灯・電話等の配線	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
内燃機関	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
配線器具	5	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0
火あそび	4	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0
マッチ・ライター	5	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0
たき火	32	1	0	2	8	5	5	1	3	4	2	0	1
溶接機・切断機	4	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0
灯火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
衝突の火花	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
取灰	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火入れ	5	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0
放火	4	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
放火の疑い	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
その他	30	3	1	0	1	4	3	1	7	3	1	4	2
不明・調査中	40	4	2	4	4	7	0	5	4	1	1	2	6
合計	182	15	7	14	23	24	18	14	21	10	8	13	15

(4) 平成30年春季全国火災予防運動の実施

- ア 実施期間 3月1日(木)～3月7日(水)
- イ 統一標語 「火の用心 ことばを形に 習慣に」
- ウ 重点目標 住宅防火対策の推進、乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進、放火火災防止対策の推進、特定防火対象物等における防火安全対策の徹底、製品火災の発生防止に向けた取組の推進、多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底、林野火災予防対策の推進
- エ 実施予定 県内消防局や市町村では、防火パレード、消防演習、消火栓・消防ポンプ点検、自治会での消火訓練、女性消防隊による啓発劇等が実施します。

2 平成29年救急救助活動状況(速報値であり、修正となる場合があります。)

(1) 救急活動状況

ア 救急活動状況(件数)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(2,245)	(2,066)	(2,130)	(1,917)	(2,047)	(1,920)	(2,283)	(2,302)	(1,931)	(2,250)	(2,247)	(2,378)	(25,716)
	2,498	2,233	2,266	2,016	2,167	1,939	2,378	2,373	2,049	2,118	2,192	2,401	26,630
火災	15	9	6	10	12	10	8	10	7	6	15	16	124
自然災害	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	4
水難	4	4	2	3	4	3	6	22	5	5	0	6	64
交通事故	127	103	150	119	182	154	166	158	154	160	139	151	1,763
労働災害	10	14	13	15	21	20	27	26	18	23	18	15	220
運動競技	3	9	11	16	22	29	43	37	28	22	12	6	238
一般負傷	388	341	297	293	276	271	303	338	283	325	339	340	3,794
加害	3	3	0	3	5	4	11	9	6	6	2	9	61
自損行為	20	10	17	25	24	17	11	17	14	11	19	16	201
急病	1,659	1,458	1,494	1,314	1,391	1,224	1,581	1,514	1,326	1,336	1,398	1,583	17,278
その他													
転院搬送	252	248	261	208	216	192	206	219	191	201	243	242	2,679
医師搬送	3	10	5	1	4	6	1	4	4	2	3	6	49
資機材等輸送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	14	24	10	9	9	9	15	19	13	19	4	10	155

イ 搬送人員

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(2,099)	(1,955)	(2,026)	(1,804)	(1,950)	(1,834)	(2,175)	(2,199)	(1,834)	(2,145)	(2,148)	(2,231)	(24,400)
	2,333	2,087	2,138	1,932	2,062	1,843	2,254	2,249	1,962	2,022	2,074	2,251	25,207
火災	4	5	3	1	1	1	1	2	1	1	5	1	26
自然災害	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	4
水難	3	4	1	1	1	2	2	9	2	1	0	3	29
交通事故	121	100	146	132	193	161	171	165	160	169	152	146	1,816
労働災害	9	14	13	15	20	21	27	26	18	21	18	15	217
運動競技	3	9	11	17	21	29	43	38	28	22	12	7	240
一般負傷	366	321	289	284	271	263	298	327	276	318	319	326	3,658
加害	4	3	0	2	4	3	10	7	5	6	2	6	52
自損行為	14	8	15	14	10	12	8	12	10	9	10	12	134
急病	1,557	1,377	1,397	1,258	1,322	1,159	1,483	1,441	1,269	1,277	1,315	1,493	16,348
その他													
転院搬送	250	240	259	208	216	191	208	218	192	196	240	241	2,659
医師搬送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資機材等輸送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	6	4	0	2	1	3	4	1	0	1	0	24

※上段()内は平成28年数値。

(2) 救助活動状況

ア 救助出動件数

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(47)	(27)	(30)	(33)	(33)	(23)	(33)	(23)	(40)	(27)	(34)	(26)	(376)
火災	27	29	34	33	43	29	33	40	20	30	23	32	373
交通事故	2	1	1	3	6	1	1	3	1	2	6	4	31
水難事故	16	15	18	13	15	19	16	11	8	12	8	19	170
水難事故	3	2	2	3	2	2	6	13	1	4	1	1	40
風水害等自然災害	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
機械による事故	1	1	1	4	4	0	2	1	0	0	1	1	16
建物等による事故	3	3	4	3	3	1	2	2	0	3	0	4	28
ガス及び酸欠事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
破損事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事故	2	6	8	7	13	6	6	10	10	8	7	3	86

イ 活動件数

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(31)	(22)	(19)	(24)	(27)	(11)	(17)	(16)	(27)	(20)	(26)	(20)	(260)
火災	10	16	21	26	29	16	19	19	10	20	19	19	224
交通事故	2	1	1	3	6	1	1	3	1	2	6	4	31
水難事故	6	6	9	10	7	10	11	6	3	8	7	9	92
水難事故	0	1	2	3	1	0	1	2	1	2	1	1	15
風水害等自然災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械による事故	0	0	1	3	3	0	2	1	0	0	0	0	10
建物等による事故	0	3	3	2	2	0	0	1	0	2	0	4	17
ガス及び酸欠事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
破損事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事故	2	5	5	5	10	5	4	6	5	5	5	1	58

ウ 救助人員

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	(25)	(20)	(16)	(27)	(23)	(11)	(16)	(15)	(27)	(19)	(24)	(19)	(242)
火災	8	17	21	23	22	15	19	16	9	19	15	18	202
交通事故	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	2	1	7
水難事故	6	6	10	10	8	11	11	5	3	10	7	11	98
水難事故	0	1	2	3	1	0	1	2	1	1	1	1	14
風水害等自然災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械による事故	0	0	1	3	3	0	3	1	0	0	0	0	11
建物等による事故	0	3	3	2	2	0	0	1	0	2	0	4	17
ガス及び酸欠事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
破損事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事故	2	5	4	5	8	4	4	6	5	5	5	1	54

※上段()内は平成28年数値。